



# 情報(第 119 号)



令和 3 年 4 月 9 日

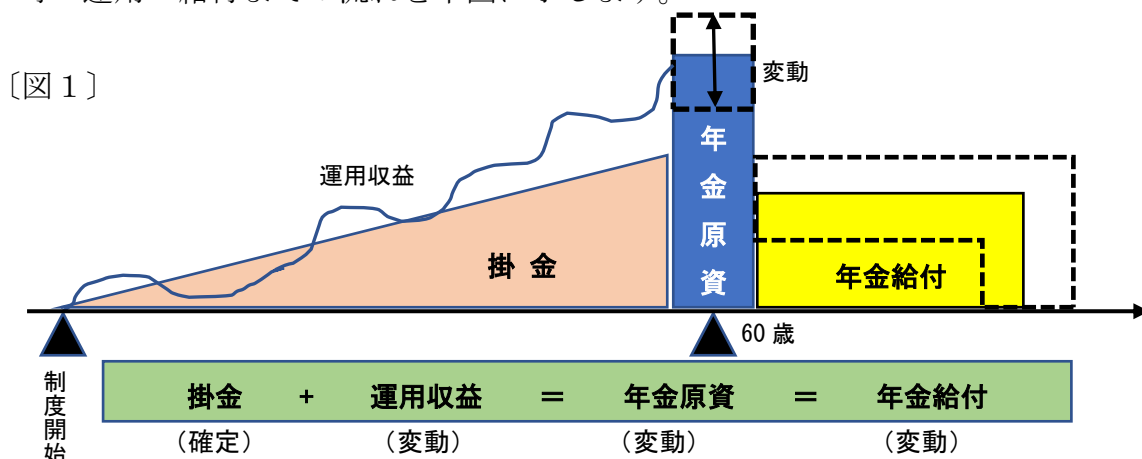
745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

# 令和 2 年の年金制度改正その 7



## 1 企業型確定拠出年金(選択制)の全体像(流れ)

前号では企業型確定拠出年金(選択制)の意義やその仕組みについて解説しました。選択制に絞って、拠出時・運用・給付までの流れを下图に示します。



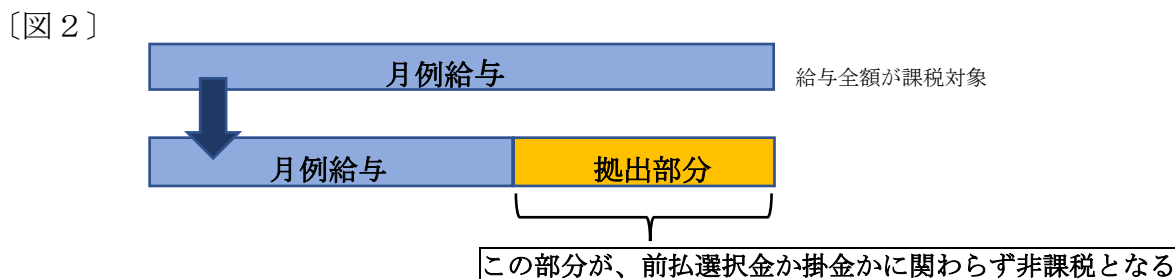
- (1) 会社が従業員ごとに掛金を拠出(図 1 の掛金)
- (2) 従業員が各自の判断と責任によって運用を指図(図 1 の運用収益)
- (3) 原則、60 歳以降に一時金または年金(併用可)で受給(図 1 の年金給付)

## 2 税制優遇について

公的年金は、義務である一方、選択制は任意です。政府のモデル年金では、最低生活費を賄う水準となっており、ゆとりある生活までには至りません。そこは自助努力の範囲で、税制優遇をすることにより、選択制導入(3 階建ての年金)を期待しています。

### (1) 拠出時の税制優遇

今、受けている給与に対して、退職準備給付枠(前号参照)を設定し、そこから掛金を拠出すると、その掛金部分は収入にならないことになっていますので、税金が安くなります。(図 2)



### (2) 運用利益に対する非課税

投資信託により加入者が運用を指図します。通常、投資信託で利益が出たときは課税されるところ、選択制では、運用益に課税されません。

### (3) 受給時の税制優遇

受給時には、年金払いと一時金払いが選択でき、年金受給であれば「公的年金等控除」が適用され、一時金とするときは、「退職所得控除」が適用されます。

平たくいうと、ほぼ公的年金と同じく課税がされないということなのです。

### 3 社会保険料及び労働保険料への影響

図2のとおり、結果的に標準報酬月額が下がることになり、また労働保険料の分母である総支給額が減少することになり、その分両保険料が軽減となります。

そのことは、老齢厚生年金額へ影響があり、万一の傷病手当金や雇用保険の基本手当の額に反映します。

その点だけを考察すると、マイナス面ですが、総合的には老後に向けて大きなプラス面です。

### 4 企業運営のメリット

企業年金を導入している中小企業は少数です。一方で、iDeCo（確定拠出年金の個人型）の加入者が大きく伸びており、この多数は厚生年金保険の加入者です。したがって、iDeCo 加入者からは、選択制を導入している中小企業はとても魅力的に映ることになります。なぜなら、そこへ就職すると手数料が不要となるからです。したがって、人材確保・定着化に有効です。

企業では、給与明細が少し複雑化し、また手数料負担が生じますが、3から保険料の企業負担が減少するため、これで手数料を賄え、また、従業員教育に振り向けて福利厚生を拡大することができます。

選択制の特徴として、全員加入ではなく、加入選択が自由であることも導入がやさしくなっているといえます。理解しない従業員には、徐々に勧誘することによってよいでしょう。

### 5 加入者目線の有効性

次のような観点で説明することができます。

- (1) 老後のライフプランが立てやすくなる・選択肢が広がる
- (2) ライフプランに合わせて加入を選択できる
- (3) 自己の年金資産状況がいつでも確認できる
- (4) 資産運用のプランを自分で考えることができる
- (5) 離転職時に積立てた資産を持ち運ぶことが可能（ポータビリティー）
- (6) 原則 60 歳から受給可能で、また、今般の改正で 70 歳まで加入できる

### 6 まとめ

以上の通り選択制は、全体として加入者の老後の資産形成に大きな力を発揮することは間違いありません。

**当法人では確定拠出年金（選択制）の導入支援を受託しております**

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>